

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
令和2年第3回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和2年9月3日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男	代表監査委員	黒柳俊彦
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第9号

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第6 同意第1号

設楽町教育委員会委員の任命について

日程第7 同意第2号

設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第8 議案第45号

設楽町公共下水道条例の制定について

日程第9 議案第46号

設楽町公共下水道事業分担金に関する条例の制定について

- 日程第 10 議案第 47 号
設楽町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 48 号
設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 49 号
設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 50 号
工事請負契約等の締結について
- 日程第 14 議案第 51 号
工事請負契約等の締結について
- 日程第 15 議案第 52 号
工事請負契約等の締結について
- 日程第 16 議案第 53 号
工事請負契約等の締結について
- 日程第 17 議案第 54 号
財産取得契約の締結について
- 日程第 18 議案第 55 号
令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 56 号
令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 57 号
令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 58 号
令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 59 号
令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 60 号
令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 61 号
令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 62 号
令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 63 号
令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 64 号
令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 28 認定第 1 号

令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29 認定第 2 号

令和元年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 認定第 3 号

令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 認定第 4 号

令和元年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32 認定第 5 号

令和元年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 33 認定第 6 号

令和元年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 34 認定第 7 号

令和元年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 35 認定第 8 号

令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 36 認定第 9 号

令和元年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 37 認定第 10 号

令和元年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 38 認定第 11 号

令和元年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 39 認定第 12 号

令和元年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。本日伊藤武くんから病気療養検査のため欠席届が出ておりますので、ご承知おきをお願いします。

本日は、皆さん「とましーな」のシャツでのご出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部皆さんにも御協力をいただき、ありがとうございます。それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員、11名です。定足数に達していますので、令和2年第3回設楽町議会定例会（第1日）を開会いたします。

議長 これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。5番金田君。

5 金田(敏) おはようございます。令和2年第11回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和2年第3回定例会第1日の運営について、去る8月26日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、「諸般の報告」は、議長より、例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書等の取り扱いについて報告があります。

日程第4、「行政報告」は、町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提出35件です。

日程第5報告第9号から順次1件ごとに上程しますが、日程第11議案第48号と日程第12議案第49号の2議案は、一括上程します。

日程第18議案第55号から日程第27議案第64号までの10議案は、一括上程します。

日程第28認定第1号から日程第39認定第12号までの12議案は、一括上程します。

日程第6同意第1号から日程第7同意第2号まで、日程第13議案第50号から日程第17議案第54号までについては、本日、質疑・討論のあと採決します。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

なお一般質問は、定例会第2日の9月7日に行います。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 山口伸彦君、10番 田中邦利君を指名します。よろしく願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は23日間と決定をいたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。はじめに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年7月実施分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおり、陳情書3件、要望・要請1件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第3号をダム対策特別委員会に付託し、陳情4号と5号、及び要望・要請3号を文教厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、9月議会定例会初日の開催に当りまして、皆さん方ご参集いただき、誠にありがとうございます。

最近はやさしい暑さも少しづつ和らぎ、朝夕はいくぶん過ごしやすくなりました。しかしながら、昨日は小笠原諸島付近で台風10号が発生し、発達しながら週末に日本に接近すると予想されております。今後は、台風による災害が危惧されますので、万全な体制を整えて対応してまいりたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、敬老事業について報告をいたします。

令和2年度の数え100歳以上高齢者宅への訪問は、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、実施しないことといたしました。本年度の対象者は28名で、地区別では、田口5名、清嶺2名、名倉3名、津具10名、そして施設入所者が8名となっております。年齢別では、9月1日現在の満年齢で、105歳が1名、104歳が3名、103歳が2名、102歳が3名、101歳が6名、100歳以下、98歳までの方が13名で、このうち男性が4名、女性が24名となっております。

地区敬老事業、いわゆる行政区が実施をいたします敬老会も新型コロナウイルス感染症の影響で、中止を決定する行政区が相次いでおります。このため、今年度から77歳と88歳の高齢者のみに配布をすとしていました地区敬老事業祝品を、本年度に限り、これまで同様、敬老会を行わない地区の77歳以上全ての高齢者の方に祝品を配布することといたしました。敬老会を行う行政区に対しましては、これまで同様の積算で交付金を交付いたします。

次に、特別定額給付金について報告します。全ての町民に一人当たり10万円を給付する特別定額給付金については、去る8月17日をもって、申請受付を終了いたしました。最終的な対象者は4,667名で、給付実績は4,661名、99.9%。対象世帯は2,108世帯で、給付実績は2,102世帯、99.7%でした。7月末に一度、未申請者に対して期限内の申請を案内をいたしました。外国に居住していたり、居住の実態が無い、といった状況でありました。

また、町単独事業として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、4月28日以降令和3年4月1日までに生まれた子どもに対しても、これを支給することといたしまして、今事務を進めております。

次に、プレミアム付き商品券について報告をいたします。8月3日月曜日から販売をしておりますプレミアム付き商品券ですが、8月26日水曜日に、本来500円の券が1冊あたり12枚であるはずが、11枚又は13枚となっているものがあることが判明しました。未販売の商品券を調べた結果、18冊に誤りがありました。また、回収された商品券にも不備があるものが5冊見つかっており、正規のものと交換をしています。現在、原因の調査をしておりますが、多大なご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。なお、商品券は、20,000冊の販売予定のところ、8月31日現在、9,681冊を販売しました。

また、したら腹ぽんお食事券についても、9月1日に販売を開始をし、3,200冊を2日で完売しました。お得な商品券を使っていただいて、地元商店の方々の応援をお願いし、またこれを実施していきたいと思っております。

本日は、財政状況に関する報告1件、教育委員と固定資産評価審査委員の任命に関する同意が2件、条例5件、契約の締結5件、補正予算10件、決算認定12件の計35件を上程させていただきました。

提出させていただいた議案につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5、報告第9号「令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案についての説明を求めます。

副町長 報告第9号「令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、7月30日、両比率について監査委員の審査に付し、別添の「審査意見書」を付けて議会へ報告するものであります。

第1の「健全化判断比率」については、財政状況の健全化を客観的に判断するものとして、法律に基づく4つの財政指標について審査されました。下段括弧内の数値は、政令で定める「早期健全化基準数値」で、本町はいずれの比率とも基準数値を下回り、健全であることを示しています。

「実質赤字比率」は、一般会計と町営バス・つぐ診療所特別会計の3会計が該当し、「連結実質赤字比率」は、一般会計と、財産区を除く特別会計が連結対象で、それぞれ赤字の程度を指標化するものですが、いずれの会計とも実質収支に赤字はありませんので、算定数値はなく、「-」で表示しています。

「実質公債費比率」は、一般会計等が負担する元利償還金(一部事務組合の公債費負担を含む。)を標準財政規模で除して算出し、数値が大きいほど公債費の占める割合が高いことを示します。

算定数値は3か年平均で表していますが、平成29年度から令和元年度までの平均値は6.7%で、前年度の7.7%より下がっており、基準数値を大きく下回っています。

「将来負担比率」は、現在抱えている借入金等の大きさを標準財政規模で除したもので、平成27年度から継続して算定数値はありません。

次に、第2の「資金不足比率」については、公営企業の資金不足を事業規模(料金収入規模)と比較して指標化するものですが、簡易水道・農業集落排水及び公共下水道の3特別会計のいずれも資金不足はありませんので、算定数値はなく、「－」で表示しています。

以上です。

議長 次に、監査委員の御意見を、黒柳代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 それでは、令和元年度健全化審査及び令和元年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。

具体的には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について意見を述べます。

初めに、財政健全化審査についてです。審査の概要として町長から提出された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼において、令和2年7月30日に実施しました。

具体的な事件として、審査に付された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

個別の意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%ですが、令和元年度の実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%であるところ、連結実質赤字額もありません。

また、令和元年度の実質公債費比率は6.7%であり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回っています。

続いて、将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は算定されていません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次は、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼におき、同じく令和2年7月30日に実施しました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、簡易水道特別会計と農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率の経営健全化基準は20.0%ですが、令和元年度の資金不足額はありません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

健全化審査の結果は以上です。

議長 ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。
質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
報告第9号 は、終わりました。

議長 日程第6、同意第1号「設楽町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
本案についての提案の理由の説明を求めます。

副町長 同意第1号「設楽町教育委員会委員の任命について」

次の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

候補者の村松純子(むらまつじゅんこ)さんであります。

本議案は、村松委員の任期が本年11月9日に満了しますが、教育行政に関する経験と高い識見を有する方でありますので、引き続き教育委員会委員として任命するため、議会へ同意案件を提出するものであります。なお、任期は、当該法律第5条第1項の規定に基づき、令和2年11月10日から4年であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第1号 は、同意することに決定をいたしました。

議長 日程第7、同意第2号「設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第2号「設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

下記に記載する3名の者を設楽町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、「地方税法」第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので、3名の候補者の氏名、生年月日及び住所につきましては、記載のとおりであります。

す。

本議案は、現委員3名の任期が令和2年11月8日で満了しますが、3名とも納税義務者であり、固定資産の評価に関する高い識見を有する方でありますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したく、議会へ同意案件を提出するものであります。

なお、任期は、地方税法第423条第6項の規定に基づきまして、令和2年11月9日から3年であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第2号 の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第2号は、同意することに決定をいたしました。

議長 日程第8、議案第45号「設楽町公共下水道条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第45号「設楽町公共下水道条例について」、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案の公共下水道につきましては、先の議会全員協議会で概要について説明しましたが、設置、費用負担及び下水道使用料等のほか、施設の管理運営に関する専門的な規定を含み、新規条例として制定するものであります。施行期日は、令和3年4月1日でありまして、条例の詳細な内容につきましては、生活課長のほうから説明します。

生活課長 はい、今副町長のほうから説明がありましたように、来年4月1日から供用を開始したいと思っております、田口地区の公共下水道事業につきまして、新たな下水道条例を制定したいと思っております。

まず、第1条は趣旨でございます。下水道を設置する趣旨について述べております。

第2条設置につきましては、この公共下水道に係る区域を設定するということで、下水道の設置をここで定義しております

第3条につきましては、用語の定義ということで、各種この下水道に関する用

語の説明のほうをしております。

第4条は排水設備の設置ということで、供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、速やかに当該排水設備を設置しなければならない、と設置義務をここでうたっております。

第5条は、設備の接続方法及び内径等ということで、設備の接続に関する技術的な内容をうたっております。

第6条は、排水設備等の計画確認ということで、皆さんが繋いでいただきます設備について、町側で内容を確認させていただきたいということで、このような条例を設けさせていただいております。

第7条 費用の負担につきましては、新しく施設を設けるにあたりまして、その費用の負担の分けについてうたっております。

第8条 排水設備等の工事の実施につきましては、排水設備を実施していただくのには、町の方で認定しました指定の業者さんにしていただき、適正な工事をしていただきたいということで、工事店の指定をうたっております。

第9条は、工事の検査ということで、完了しましたら、その完了の状況を町の方で検査をさせていただいて、供用を開始していただくということでこのような規定を設けております。

第10条の、既設排水施設の検査につきましては、現在の宅内等の既設排水をそのまま使われる方も多くみえるかと思いますので、その施設が今回の下水の基準に適合しているかどうかを確認させていただきたいということで、この検査項目が入っております。

続きまして第3章「公共下水道の使用」について、です。

11条は、除害施設の設置等ということで、除害施設というのは、下水に排出する汚水が当方の基準より濃度の高いものを排出される恐れのある方につきましては、こちらが処理できる濃度まで、まず前処理をしていただいて、それから排出いただくというので、その前処理をする施設が除害施設というものになります。それについての要件・要綱・基準等がここにうたっております。

第12条につきましては、そういう施設からの汚水の制限ということで、排水の基準、汚水の基準についてうたっております。

13条につきましては、除害施設の設置等ということで、そういう皆さんは除害施設を設けまして、必要な処置をしなければならないということで、そういうことをしていただきたいということでうたっております。

14条からは、水質管理の関係になります。除害施設を設けた施設につきましては、その除害施設を設置した方に適正に処理をしていただければならないということで、除害施設の管理をする人を定めていただきたいということでこのような条文を設けております。

15条は、その設置後の、ということで設置した場合の届出です。

16条は、その設置を停止する場合等の制限についてうたっております。

17条は、し尿排除の制限ということで、使用者はし尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない、ということで、下水に繋ぐときは水洗便所にさせていただくということでここであらうしております。

18条は、使用開始等の届出ということで、公共下水道を使用を開始するとき、また途中で休止するとき、または廃止するときに、それをこちらに届け出をしていただくということでこのような条項となっております。

第4章「使用料」につきましては、皆さんに使っていただきます使用料について、その徴収方法等についてうたっております。

19条からその徴収の方法、20条で算定方法等、細かい算定の基準等をうたっております。

また21条では、使用の形態が変わったときには、こちらのほうに届けをしていただきたいということで、そのようなものをうたっております。

また、22条で資料の提出ということで、町側が使用料を算出するために必要な資料を出していただきたいということで、それは自己水を使われる方は、例えば自己水を使われたその水道水を製品にして売るために、排出量が水道の使用量と著しく違うという方がみえる場合は、その資料を出していただいて、それに基づいた下水の使用料を改めて算定するというので、やはり、水道を製品に使われると下水に流す排水量というのが減りますので、その分は下水の料金を控除するというか、その分は差し引いていた下水の使用料を算定をさせていただきたいということでこのような条例を設けています。

23条は管理人の選定ということで、これは施設を管理する人はしっかり決めてくださいねということで設けています。

第5章「雑則」になります。これにつきましては、いろいろな施設が基準等から外れた場合に、こちらから改善をお願いしたいということで、その改善の根拠となる条文になります。

あと、行為の許可ですとかは、後日、宅内配管等の改造をするときは、やはりこちらの確認をさせていただきたいということで、このような条文を設けております。

あとは、先ほどの25条の許可に関連しますけれども、許可のいらぬような軽微なものはこのようなものがあります、ということでうたわさせていただきます。

あと27条、占用の許可というのは、下水道で所有している財産について他の事業者が占有する場合は、やはり許可を取っていただきたいということで、その許可についての条文をうたっております。

28条現状の回復、占用をやめたときには現状に回復してくださいという案分でございます。

29条の使用料等の減免ということをうたっています。

これにつきましては、今回のコロナ禍でのいろいろな使用料などの減免等の措

置が考えられましたが、そういう場合にも対応できるようなことを考えて、このような減免することができるという条文をうたっております。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 全協の折には詳しく御説明がなかった、例えば第 13 条以降の除害施設を設置しなければならない事業者さんは、町内にどれくらいあるんでしょうか、ということ。それから 27 条の占用の許可の項があるのですが、そのような場合は今現在想定されているのでしょうか。2 点だけお願いします。

生活課長 除害施設につきましては、現在公共枴の設置等で各地回らせていただいている中で、可能性がある事業者さんが 1 件考えられていまして、その方とはその除害施設、現実にはその人は今自分たちで浄化施設を持っていて、放流してもいいような基準まで浄化して放流しているんですけども、それに対して非常に多額の費用がかかっているということで、その除害施設のレベルまで汚水の濃度をあげて下水に繋いで、自分たちの全体的な経費を落とすことを考えられていると聞いていますので、そのようなことで、除害施設というのが今のところ 1 件想定されているということです。

それから、占用物件につきましてですけれども、実質的に下水で持っている財産というのは処理場の敷地になるかと思っております。その敷地について占用が考えられるのは、もしあるとすれば電柱くらいかなと思っております。今のところ、それ以外、下水で単独で財産を持つということはあまり考えていませんので、そのへんかなと思っております。

業種につきましては製造業の方で、個人的にはここで出すのは控えます。製造業の方ということで御理解をお願いしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 第 27 条の関係なんですけれども、今ほど、占用の許可の想定されるものは処理場の電柱というような説明だったのですが、例えば下水道管を利用して発電をすると、下水道管の中にプロペラを設置してということが考えられるのですか、その場合に、そういうのは占用の許可のこの 27 条が該当するのでしょうか。

それから、それに関連しまして 3 ですね。公共下水道に汚水を排除することを目的とする占用物件、これはどういうものを想定して言われているのか。

それから 3 点目ですけれども、別表の第 1 で超過使用料について 1 立方メートルあたり 150 円としてありますけれども、この計算根拠というか、数式でどのような計算をしているのか教えてください。

以上です

生活課長 まず、占用の関係で、汚水管を使って発電を民間の方が、町以外の方がやりたいという場合の占用になるかということなんですけれども、申し訳ないですけども、今のところそのような想定はしておりません。もしそういうような御相談

があったときには、このような条例の中でどの部分を適用して、占用許可が出せるのか出せないか、まずそれもありますし、管の中にそういうものをつけると、下水側から言うとプロペラは障害物になりますので、詰まり等の原因になる可能性もありますので、その辺の技術的な問題も含めて実際に案件が出てきた中で、どのようなところで対応していくかは考えてさせていただきたいと思っております。

3の、公共下水道に汚水を排除することを目的とする占用物件について、ということですが、これも実はあまり現実的にはないかと思っております。もし、今の処理場以外に下水で用地を確保しなければならなくなって、そこを確保した場合にそこを通過しないと汚水が流れないよ、というときには占用の許可でその土地を通過していただくということを想定しています。今のところはそういうところはないかと思っております。将来的にそういうこともできるよということであげさせていただいておりますけれども、現実的にはこの条分を適用するものは今のところないかと思っております。

3つ目の、算定の方法ということですが、ごめんなさい、150円が出た理由ということか、それとも、例えば30立方メートル使ったらいくらになるという算定の方法、そのような逆質問のようで申し訳ないですけれども、どういう。

10 田中 150円になった計算方法があると思うんですね。それを、数式で示していただきたいと。

生活課長 150円の根拠ですけれども、国の方から黒字じゃないですけれども、現実一般会計からの繰入を考えていかなければいけないと思うのですが、そういう場合は、最低の使用料を150円というのが示されておりまして、汚水の処理にかかる平均的な処理費用が、国の方から最低150円はかかるから、150円は基準として、それを下回らないような価格でまず料金設定を考えてくださいというような指針が出ておりますので、それに沿ったという形が実際のところでございます。

10 田中 そうすると、算定の根拠は曖昧だと。国の基準が示されてそれに基づいて設定したと、そういうお答えだったと思うのですが、国がどうしてそういう基準最低基準として定めているか説明してください。

生活課長 国の方で、汚水処理にかかる経費が最低150円以上かかるという資料が出ています。そこで150円ということで。今うちが想定している中で料金設定をまともに使用量で必要経費を算定すると、とてもこのような金額では収まらない金額になっていくかと思っておりますので、その辺はまず、最低基準で今回提案をさせていただいたということで御理解をお願いします。

議長 ほかにありませんか。

8 土屋 第7条の想定について説明してください。

生活課長 第7条の費用の負担ですね、

「第7条 新設等の工事に要する費用は、当該新設等を行おうとする者が負担する。

2 前条の規定において、町長がその費用の一部又は全部を町において負担することが適当であると認めたものについてはこの限りではない。」ということで、基本的には新規に入る方は、費用、工事費を含めて全て個人の負担になるというのがまず大前提、それはどこの地方処理の設備も同じかと思えます。その辺の「町長がその費用の一部又は全部を町において」というのは、今回また規則の方で、いろいろな振興策等で公共枡から集合枡までの費用負担ですとか、内部の補助ですとか、その辺は、該当して費用のほうを一部町のほうで負担をさせていただきたいということでそのような考えをもっております。

8 土屋 公共枡から集合枡までやるということは理解しているのですが、そのほかに何か想定があるかということですが。

生活課長 集合枡から家側の宅内配管の10万円と、これがここにあてはまるかは、なんとも言えないところなのですけれども、別に今ある既設の合併浄化槽だとか単独浄化槽、汲み取り便槽等の撤去代も新たに、今までの10万円の枠とは別に撤去代も考えておりますので、その辺も含めての振興策を考えて行きたいと思っております。

8 土屋 そこまでこれから考えられるということですが、それを考えて行く上で、農業集落排水がありますよね、そちらのほうでも同じような規定をされるという、もうされているのか。これからされるのか。

生活課長 農集排のほうにつきましては、今新規加入された場合は、公共枡までは町のほうで設置をしております。それ以降の部分については、過去には期限を設けて振興策で行ってございましたけれども、振興策の期限が過ぎたということで、農業集落排水の新規加入者についての宅内部分の補助制度は現在ございません。

5 金田(敏) 22条で質問しますけれども、先ほどの説明で自己水、井戸水等も含まれると思うのですけれども、「必要な限度において」という必要な限度とはどういうことをいうのですか。

生活課長 自己水だけの方は、1人あたりの想定 of 基準の排出量でいただくと思うのですけれども、例えば、併用している方ですとか、水道を使った製品を出荷している方、この辺ではあまりないのですけれども、例えば氷を作って氷を売っている方、水道の水を凍らせて売ってしまうので、排出するのはその分だけ少なくなるというので、そういう人たちには出荷したものの数量をちゃんとした証明をこちらにいただければ、その分だけは排出から減らすという、そういうような規定でございます。

議長 ほかにありませんか。

4 今泉 11条、12条、13条があるのですが、この中のいろいろ序列されているのですが、何々以下と。この許容を超えるとどのような弊害があって、またこの検査はどこが行うのかを聞きたいのですが。

生活課長 まず、弊害というのは、下水の処理場処理として想定している以上の高濃度の汚水が出てくると、処理場の能力が追いつかなくなるという危険性がありま

す。そういうことでこのような基準を設けさせていただいております。それで、誰がやるのかというと、排出する人が、こういうのにかかる人というのはたいてい企業さんがほとんどだと思いますので、そういう方はちゃんと排出の水質基準等は検査しているかと思っておりますので、排出量する方は排出する方の責任でもって検査をしていただきたいと思いますと思っております。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第 45 号 を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 45 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 9、議案第 46 号「設楽町公共下水道事業分担金に関する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 46 号「設楽町公共下水道事業分担金に関する条例について」、「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましても、公共下水道条例と同様に、議会全員協議会で概要について説明しましたが、地方自治法第 224 条の規定に基づき、公共下水道事業の分担金の賦課及び徴収について、新規条例として制定するものであります。

なお、施行期日は、公共下水道条例と同日の令和 3 年 4 月 1 日であります。条例の具体的な内容につきましては、生活課長から説明します。

生活課長 分担金に関する条例についてお願いいたします。

1 条の趣旨と 2 条の定義につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。

3 条の賦課対象区域の決定ということで、これは分担金を課税をする前に、課税をする区域を告示するというところでございます。

今回の田口地区につきましては、まだ、全域の供用開始ではございませんので、まだ、その前の年度末くらいになるかと思うのですけれども、次年度というか、次に供用を開始できる区域を皆さんに示して、その方々から分担金をまずいただいでいくということで、このような条例になっております。

分担金の額につきましては、先ほどの全協の中でも説明させていただきましたけれども、裏のページにあります別表のとおり、水道の給水口径ごとにつきまして分担金の額を定めさせていただいております。

第 5 条の分担金の賦課につきましては、分担金を賦課する者を誰かということをご示しております。

第 6 条、分担金の徴収につきましては、この中で分担金の分割ができるということで、3 年間、合計 12 回までの分割ができるという規定をこの条例で設けさせていただいております。

第7条につきましては、分担金の徴収の猶予ということで、災害等があったときには分担金の徴収を猶予できる規定をさせていただいております。

第8条、減免ということで、各種いろいろな事情があって減免をする必要があると認められる皆さんについては減免させていただきたいということで、ここに書いてありますように、生活保護法に規定されている方ですとか、(2)のほうの条件「特に分担金を減免する必要があると認められる者」これもやはり、その都度、いろいろ災害ですとか、今回のコロナ禍とか、時々によっていろいろな事情が出てくるかと思しますので、その辺を踏まえてできる、ということをやっております。

9条につきましては、受益者の変更ということで、受益者が変更になる場合は、継承した人が払うということをやっております。

過料につきましては、不正行為があった場合の過料についての想定をしております。

分担金の条例については以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第46号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(文) 4条の「同表右欄に定める額に100分の110を乗じて得た額」というのは消費税のことをさしているのですか、そうではないのですか。そうしたら、もし消費税でしたら、消費税額が変わるということは想定はされていないのですか。
生活課長 御指摘のとおり、100分の110は消費税分を加算して徴収をするということでございます。消費税が変わった場合には、また条例改正のほうをお願いをして、条例を改正していきたいと思っております。

議長 ほかありませんか。

2 原田 田口地区の下水道の分担金につきましては、消費税込みで22万円徴収することなんですけれども、10万円分については、減額という言葉はあまり良くないかもしれませんけれども、徴収しないということだと思ってしまうんですけれども、その辺、どういう形で読み取れるか。本当は文教厚生委員会の私委員ですので聞かなければいけないと思うんですけれども、皆さんが承知しておいたほうがいいと思うので、本会議でお尋ねしますけれども、その辺はどうでしょうか。

生活課長 まず、分担金は財産区の方もそうじゃない方も、皆さん同一というのが大原則かと思えます。その中で、うちとしてはどの方からも22万円いただくということなんですけれども、田口財産区の方については、本人から12万円、田口財産区からいただけると言っているのかどうか分かりませんが、ここから10万円。その分については分割扱いでいただきます。分割で12万円と10万円の分割で、10万円のほうの支払いを田口財産区のほうで支払っていただけたという形になるかと思っております。

2 原田 今の説明で私よく理解ができなかったのですが、条例上、どういう解釈をするとそういうことができるのかということをお聞きしたいと思います。

生活課長 条例上というか、まず、22万はいただきます。その中で、分割で、12万と10万にして、10万円分の請求書が、うちはどなたから払っていただいても、私たちはいただくほうなので、お金の出所はどこかというのは私たち追求しませんので、分割した片方がたまたま財産区のほうから払われたという扱い。分割の12万、10万という扱いをさせていただきたいと思っております。

議長 ほかありませんか。

10 田中 ただ今の説明ですと、財産区のお金がまるで任意のように使えると聞こえるのですが、財産区のお金を使うには、1回財産区特別会計を上程するという手続が必要なんですよね。それを、そういう手続じゃなくて、ほかのトンネルを作って受益者にお金が行くということですか。

生活課長 うちとしては、22万の額の請求書を出して、そのお金が財産区から出てくるといふ形になると思いますが、私たちは出るところのことを言う立場にはないかと思っておりますので、私からその点については、なんとも、申し訳ないですけどもそういう答えになります。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第46号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第46号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第10、議案第47号「設楽町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第47号「設楽町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

現行の本条例においては、給水中止と廃止を同一の位置づけで運用していましたが、水道利用者から休止、再開の要望があり、簡易水道審議会による審議や近隣市町村の状況等を勘案し、休止及び再開について、明確に位置づけるため、条例の一部を改正するものであります。

具体的な改正内容は、条例第21条の「使用中止、変更等の届出」の規定に、「休止」及び「再開」の届出に係る条文を加える改正であります。施行期日は、令和3年4月1日であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第47号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 一時休止のメリットについて教えてください。

生活課長 使用者の方が、現実水道を全く使用していないけど引いてあるという方がみえまして、その方からも今水道料金をいただいております。そういう方に対し

て、全く使用していない方についての使用料金はかからないということで、休止という、使用者にとっては大変有益というか、有利になるようなこととなりますけれども、そういう形で、利用者にとっては利益しかないと思っております。

議長 ほかありませんか。

11 高森 休止時期が例えば1年とか長くなったときに、改めて再開したときに分担金の支払とか、その辺はいかがですか。

生活課長 休止でありますので、分担金はかかってきません。休止の申出があったときにうちのほうで行って水道栓の元栓を締めさせていただき、再開の希望があったときに行って開けるということで対応したいと思っております。

議長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第47号 を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第47号 を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第11、議案第48号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」と日程第12、議案第49号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第48号及び第49号は、いずれも公共下水道との整合を図り、下水道等事業審議会からの答申を尊重して改正するもので、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、一括で説明させていただきます。

議案第48号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

本議案における改正事項は2点でありまして、1点目は、簡易水道事業及び公共下水道の内容と統一するため、休止・再開の手続きを追加する規定で、2点目は、「名倉、津具地区の農業集落排水使用料を、名倉地区の使用料に統一する」という改正であります。

具体的な改正につきましては、新旧対照表の第10条の「届出」の規定では、「休止」及び「再開」に係る届出を追加するもので、別表第2は、「名倉地区と津具地区の使用料」を統一するもので、表の下の「備考」については、使用料における人員割の算出事項及び、業務用の「処理対象人員」について明確な規定に改正するものであります。

続きまして、議案第49号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」

本議案の分担金については、下水道と農業集落排水の分担金を統一する改正であります。

具体的な内容としましては、下水道分担金条例において、簡易水道給水管の口径 13 ミリと 20 ミリは同額の 20 万円に統一したことに伴い、農業集落排水処理施設の分担金についても、別表中の口径 20 ミリの「430,000 円」を同額の「200,000 円」に改正する規定であります。なお、施行期日は、2 議案とも令和 3 年 4 月 1 日であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 48 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 この改正は、津具が 400 円の人員割、それから名倉が 500 円の人員割を、名倉に合わせて人員割を一人当たり 500 円とするものでありますが、なぜ高い方に合わせて引き上げたのでしょうか。

生活課長 審議会のほうの答申もごさいますが、この特別会計が、一般会計からの繰入が毎年とても多いということ、議員の皆さんも御承知だと思います。そうするとやはり、一般会計の繰入を少しでも減らすというか、本来の、費用を利用者で負担するのが大原則なんですけれども、そういうふうになかなかいかないということで、今のよう料金になったと思います。ということで、一般会計、皆さんの負担を少し増やさせていただいて、一般会計からの負担を少し減らさせていただきたいというのが私たちの思い。ということで、今回高い方に同一させていただいております。

10 田中 大原則と言うならば、生活課というのはなんで生活課かということ、町民の生活を守るためにそういう名前をいただいている、それが大原則だと思うんですね。そういう意味で、その執行時期なんですけれども、令和 3 年 4 月 1 日、来年の 4 月、新年度からということになるのですけれども、皆さんの今生活がコロナで大変です。せめてですね、コロナが収束するまで、これは現行に留めておいていただけないかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

生活課長 先ほど言ったように、一般会計からの繰入が多いということ、一般会計は町全体の皆さんからいただいているお金をそちらに振り分けているという形になっているかと思います。やっぱり、水道もちろん、下水もちろんそうですけれども、基本原則は利用者の皆さんでその運営費は負担するというのがまずは原則だと思います。ただ、うちの場合なかなかそれができないので、その中での料金設定をどうするかということで、なるべく低い金額になるように努力はしているのですけれども、なかなかそこまで下げるのは難しいという状況のなかで、今回一人当たり 500 円に統一させていただきたいということで、時期的に、今回田口地区は下水が 4 月から始まりますので、いろいろな所で使用料の地域間格差がないようにいろいろな料金を考えるとさせていただいている中で、これもその格差をなるべく埋めるという意味もありまして、田口地区の公共下水の 4 月 1 日に合わせて、農集排のほうも合わせさせていただきたいと思って今回の 4 月 1 日提

案をさせていただいております。

議長 ほかありませんか。

6 金田(文) よくおっしゃることは理解できますが、特に津具地区の住民の方々への説明はどのようになさるのでしょうか、教えてください。

生活課長 これから、広報ですとか、チラシですとかそういうもので広報はしていきたいと思っております。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第 48 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 48 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 49 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 49 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 49 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 皆様にお諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは 10 時 40 分まで休憩といたします。

休憩 午後 10 時 23 分

再開 午後 10 時 40 分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議に入ります。

日程第 13、議案第 50 号「工事請負契約等の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 50 号から 53 号までの「工事請負契約の締結について」に係る 4 議案につきましては、いずれも「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の 5,000 万円以上の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、それぞれの落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り、議会の議決を求めるものであります。それぞれ入札に係る「参考資料」を添付してありますので、ご参照下さい。

それでは、議案第 50 号「工事請負契約の締結について」、本議案の公共下水道マンホールポンプ設備工事については、8 月 5 日に 2 社の応札による入札の結果、工事請負金額を 48,400 千円として、落札者の新明和工業(株)流体事業部営業本部

中部支店と仮契約を締結しました。

入札の執行状況については、税抜 52,146 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 44,000 千円で、落札率は 84.38%であります。

本工事の概要については、施工位置図で示すとおり、田口地区の公共下水道事業において、赤丸で示す位置にマンホールポンプ機械電気設備を 5 基整備する事業であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 50 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 議案第 50 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 14、議案第 51 号「工事請負契約等の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 51 号「工事請負契約の締結について」、本議案の田口浄水場自家発電設備設置工事については、8 月 5 日に 1 社のみの応札による入札の結果、工事請負金額を 58,300 千円として、落札者の荏原商事(株)豊橋営業所と仮契約を締結しました。

入札の執行状況については、税抜 54,490 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 53,000 千円で、その落札率は 97.27%であります。

工事の概要につきましては、災害等の停電時でも電気を確保し、浄水機器の適正な稼働による安定給水を保つため、田口浄水場に自家発電設備を設置する事業であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 51 号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(文) これが稼働するときは、非常時というか災害時だとか、そういうような時だけですか。

生活課長 おっしゃるとおり、災害等で停電したときに、自動で発電機がまわって浄水場に電気をおこす発電機になります。

議長 ほかありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 51 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 15、議案第 52 号「工事請負契約等の締結について」を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 52 号「工事請負契約の締結について」、本議案の名倉丸根地区の簡易水道配水管更新工事につきましては、8 月 5 日に 4 社の応札による入札の結果、工事請負金額を 51,590 千円として、落札者の設楽建設株式会社と仮契約を締結しました。

入札の執行状況については、税抜 47,740 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 46,900 千円で、落札率は 98.24%であります。

本更新工事につきましては、飲料水を安定供給するため、老朽化した配水管をより耐震性の優れた管に更新する事業で、施工位置図で示すとおり、町道大平寺屋敷線内において、管路延長 772.4 メートルを施工するものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 52 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 老朽化によりということを取替えていただくのはありがたいことなのですが、何年くらいたつてこの取替え工事になったのか、それから新しい最新のものに取替えていただいて、今度どれくらいもつのか教えてください。

生活課長 今名倉地区に入っている管ですけれども、場所場所によって布設した時期が違いますので一概には何年というのはなかなか難しいのですが、昭和の終わり頃に名倉地区の簡易水道ができていますので、そのときに布設した管となっております。今回入れる管はハイポリ管といいまして、耐震性、耐久力のある管ということで、対応年数が、30 年か 40 年くらいはある管になっているかと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 52 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案の

とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 16、議案第 53 号「工事請負契約等の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 53 号「工事請負契約の締結について」、本議案の津具井口地区の配水管更新工事につきましては、8月5日に3社の応札による入札の結果、工事請負金額を 76,780 千円として、落札者の有限会社芦沢建設と仮契約を締結しました。

入札の執行状況については、税抜 73,580 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 69,800 千円で、落札率は 94.86%であります。

議案第 52 号の丸根地区と同様、老朽化した配水管をより耐震性の優れた管に更新する工事でありまして、施工位置図で示すとおり、町道井口線内において、管路延長 1024.6 メートルを施工するものであります。

それから、議案 50 号から今までの分の参考資料の中で、入札の期日がそれぞれ異なっていますが、私の説明したとおり、8月5日ですので、大変申し訳ありませんが、修正のほうをお願いしたいと思います。8月3日とか4日になってはいますが、8月5日に一括の入札でありますので、お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 この説明資料の地図のところ、ここに説明書きが何かシールか何か貼ったような感じで地図の説明がしてあります。そこを読み上げますと、これ井口の工事ですよね。津具井口。その説明のところでは、「設楽町東納庫地内において、老朽化した配水管をより耐震性に優れた管に更新し、安定した給水を保ち、適切な水質管理を行うことを目的とした工事」とこうなっておりますが、これ何か間違いがありますか。

生活課長 大変申し訳ございません。この文章のほうが間違っておりまして、「設楽町津具地内」ということで訂正をお願いしたいと思います。

10 田中 実はこれよく見ますと、議案第 52 号の丸根の工事と文言が一緒です。地図の所の説明文書、工事概要、まるっきり一緒です。「設楽町東納庫地内において、老朽化した配水管をより耐震性に優れた管に更新し、安定した給水を保ち、適切な水質管理を行うことを目的とした工事」となっております。これは、同じシールをただ数字を変えて両方の工事の説明書きとして添付して利用したと。こういうふうに推測できるんですね。数字は変わっていますよ。ということは、これはそれぞれ違う会社なんですけれども、同一社がこれを作って作成したのではないかというふうに思えます。もし、会社が違えば、最初のほうに読み上げた井口の工事にこういうミスはないはず。東納庫と言いつつ間違えるような。この会社で作ってれば、東納庫という字に間違えるような、そういう記述はないはずです。

これはどういうふうに説明されますか。

生活課長 この資料につきましては、町のほうで今回の議会に付するために資料として作成させていただいたもので、業者の作ったものではございません。工事の概要、住所が違っていたことは本当に大変申し訳ないですが、目的につきましては、名倉地区も津具地区も同じ目的で今回の配水管の布設工事を行いますので、目的についてはどちらもこの文章で正しいものと思います。正しいですのでよろしくをお願いします。

議長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 53 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 17、議案第 54 号「財産取得契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 54 号「財産取得契約の締結について」、本議案の歴史民俗資料館の備品購入に係る契約の締結につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条に規定する「予定価格 700 万円以上」の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 7,700 千円として、落札者の株式会社東和新城営業所と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

入札の執行状況については、7 月 27 日に 8 社による指名競争入札の結果、4 社による応札で、税抜 10,834 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 7,000 千円で、落札率は 64.61%であります。

具体的な備品については、参考資料に記載するように事務室や展示室等のデスク、テーブル、椅子を始め、収納庫、展示ケース、パーテーションなどでありま

す。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 54 号 の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 落札率というのは 90%台が多いのですが、これだけ 30%ほど低い落札というのは、よっぽど個々の備品の評価にばらつきがあったのでしょうか。

教育課長 これに関しては、私どもが設定した備品に対して業者さんがそれぞれの状

況・事情により出されているものですので、私のほうでこれを評価することはできませんが、その中で判断して入っていただいたという理解です。

議長 ほかありませんか。

6 金田(文) ここで例えば、会議・研修テーブルというものは材質などはどんなものかなと思うのですが。なぜ、こんなことを聞くかという、木にこだわってこちらの奥三河材とか設楽町産材を使ったりしたテーブルなどもできるのではないかなというふうに思いましたので、その辺のことを伺います。

教育課長 これらにつきましては、コスト面、それから実用性ということを鑑み、木製という形ではとっておりませんで、一般的な傷のつきにくい事務的なものを想定しております。木を使えば、という御意見もありますが、今回は実用性で判断したということと、予算をできるだけ抑えたいというところで。これは、例えば、内部の打合せだとか、視察の方が見られることはありますけれども、広く、来る全体のお客さんに見られる部分でもないということもありますので、そこは合理的、総合的に判断させていただきたいと思えます。

10 田中 予定価格が 10,834 千円で、各入札状況を見ますと、入札に応じた各社の入札金額が似通っていて 700 万から 750 万の間に収まっているとあるんですけども、そうすると、予定価格が本当に適正なものであったかどうかということは感じるんですけども、そこは問題がないのか、あるいはその 4 社が協定をしてこういう金額にしたのか、どちらかしか考えられないんですけども、その点はこういうふうに説明されますか。

教育課長 私ども事務局としましては、必要なものをできるだけ合理的な価格で、事務的にも適正に運用できるようにということでリストアップ、計上させていただいたということで、それで、必要な手続をとってやらせていただいておりますということで。結果はお示ししているような結果になりましたけれども、その結果を私どもは受けとって対応させていただいた、それまででございます。

議長 よろしいですか。ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議長 議案第 54 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 18、議案第 55 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)」から
日程第 27、議案第 64 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1

号)」までの10議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第55号から第64号までの一般会計及び9特別会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

議案第55号「令和2年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」について、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ165,353千円を追加し、予算総額を7,836,185千円とするものであります。

第2条の「地方債の補正」について、4ページの第2表「地方債補正」に記載する過疎対策事業債に係る4事業については、それぞれ歳出補正に基づくものであり、詳細は歳入の町債で説明しますが、補正前の限度額に27,000千円を追加し、また「臨時財政対策債」は、本年度の額の確定に基づき、起債限度額を91,807千円として10,570千円を追加するものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策費129,347千円を主なものとして、人件費は一般会計、国民健康保険・簡易水道特別会計において合計7,663千円の減額で、そのほか歴史民俗資料館・道の駅等その他一般の補正額は、43,669千円の追加であります。

人件費については、本年4月の職員人事異動に伴う給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。なお、現時点においては人事院から給与改定の勧告が出されていません。内閣、国会等が流動的なこの今の時期においていつ国会に上がってくるかわかりませんが、国会の審議を得たのち、例年同様に給与費に関する所要の条例改正及び補正予算を上程させていただきますので、その際にはご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

それでは、歳出から説明しますので、「補正予算書」12、13ページをお願いします。

1款議会費は、会計年度任用職員等の人件費補正312千円の追加のほかは、新型コロナウイルス感染症対策の一環とする「議会のオンライン化の推進」を図る施策予算で、具体的には、タブレットを13台購入し、議案・予算決算書等のペーパーレス化、オンライン会議、LINEアプリによる事務局・議員相互の連絡調整等の運用に、5,653千円を新規に計上しています。

8節の報償費は、SideBooks機能の管理者・利用者講習会の2回分の講師謝礼です。

11節需用費及び18節備品購入費は、タブレット端末13台を始め、付属品、ソフト、消耗品等を購入する費用で、14節はインターネット回線使用料及びそれぞれの機能を運用するソフト使用料です。

15節工事請負費は、議場棟のWi-Fi環境を整備する工事で、19節は北設情報ネットワークへの加入分担金です。

14ページ、2款総務費、1項2目財産管理費は、旧役場別館庁舎倉庫の入口ドアの防水修繕と、備品費として窓口における新型コロナウイルス感染症対策における

飛沫防止のため、受付カウンターにアクリル板パネルを 25 枚設置するものです。

3 目電子計算費の 11 節及び 18 節は、議会ペーパーレス化への対応やインターネット検索等に活用するため、課長補佐級以下の職員用としてタブレット端末 30 台及び付属品を購入するもので、15 節工事請負費は、議場と同様に環境整備に係る工事費であります。

13 節委託料は、デジタル手続法改正への対応として、戸籍附票システムと住民基本台帳システムを連携するため、それぞれのシステム改修委託料を計上するものでありまして、感染症対策ではありません。

5 目企画費は、愛知県の「元気な愛知市町村補助金」の充当事業を、WRC 事業費から「道の駅の情報発信事業」に変更するとともに、元年度のふるさと寄附金の希望施策の確定により、「住民参画」の区分の施策として基金の充当額を 400 千円増額する財源更正であります。

6 目移住定住促進費は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって学校へ行けず、家賃のみ生じたという状況により、経済的影響への対応策として、大学、専門学校及び高校で、アパート等を借りている生徒を応援するため、126 人を想定し、1 か月の上限を 50,000 円として本年 4 月、5 月の 2 か月の家賃を対象に給付する新規予算であります。

16 ページ 10 目情報通信基盤整備費は、元年度のふるさと寄附金の希望施策の確定により、居住環境施策として 700 千円の基金繰入金を充当する財源更正であります。

11 目津具総合支所費は、財産管理費と同様、受付カウンターに飛沫防止パネルを 3 枚設置するものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、人件費補正 708 千円のほか、在庫不足の改ざん防止用紙を 2 年分まとめて 50,000 枚印刷する予算です。

18 ページ 3 款民生費 1 項 1 目社会福祉費は人件費補正のほか、ふるさと寄附金の「安心福祉」の区分として基金の充当額を 2,300 千円減額する財源更正です。

1 項 2 目障害者福祉費の 13 節は、令和 3 年度予定の報酬改定に対応するため、システムを改修する予算であります。

23 節は、令和元年度の障害者医療費負担金の実績額の確定に基づき、超過交付分の国庫及び県負担金を過年度分返還金として 96 千円計上しています。

3 目老人福祉費は、前年度の「明峰福祉会訪問看護ステーション運営費負担金」の精算額 910 千円を充当する財源更正です。

7 目国民健康保険費は、特別会計の人件費補正に係る「職員給与等」の繰出金の増額です。

9 目新型コロナウイルス感染症対策費は、今まで数度の補正に加え、さらに感染症対策に要する設備改修費及び感染予防品又は備品の購入に係る予算を追加するものであります。

11 節修繕費は、「三密」対策及び熱中症対策として、それぞれ清嶺・津具保育

園に係る設備改修費で、15 節工事請負費は、津具保育園の網戸設置工事です。また、今回の消耗品費は、3 保育園を始め、放課後児童クラブ、保健福祉センター、面ノ木公園多目的施設、斎苑、町営バスを中心に、各科目横断の感染症予防・備蓄用品をまとめて計上する予算であります。

18 節備品購入費は、庁舎を始め保育園、観光施設、斎苑、保健福祉センターの検温装置など、各施設の備品をまとめて計上した予算であります。

19 節の民間保育所運営費補助金は、公立保育園の感染症対策と一体性を図るため、宝保育園の要望に基づき、シーリングファン設置等の施設改修や、空気清浄機、扇風機等、同一の備品購入に係る補助金を計上しています。

22 ページ、4 款衛生費、1 項 2 目予防費の 20 節は、コロナウイルス感染症の拡大による医療の逼迫や、集団感染を防ぐため、昨年以上のインフルエンザ接種率を目指し、従来の高齢者及び子どもに、今回「障害者」を加え、接種を促進するために計上するものであります。なお、当初予算にも関係予算が計上されていますが、コロナ感染症対策関連事業として実施するため、新たに補正予算として計上するものであります。

22 節は、前年度の「未熟児養育医療費」に係る実績がなくて確定したため、概算交付済みの国県支出金の返還金です。

3 目つぐ診療所費は、特別会計におけるコロナウイルス感染症対策備品の購入費について、国保連合会助成金 1,000 千円を超える 74 千円の繰出金の追加です。

5 目斎苑費は、建設中の新斎苑の隣接地において、荒天時の倒木による施設損壊の恐れを危惧したため、支障となる立木の補償及び伐採搬出業務に係る費用を新たに計上しています。また、井水の水質検査の結果、飲料水として使用するにはマンガン除去装置の必要性が判明しましたので、処理装置の設置工事を実施するものであります。

24 ページ 6 目簡易水道費は、特別会計の人件費補正と、八橋地内の別荘の物件補償調査に係る 990 千円を加えた 1,050 千円と、コロナウイルス感染症対策に係る 687 千円を合わせて、繰出金を増額するものであります。

5 款農林水産業費、1 項 2 目農業振興費の 11 節は、コロナウイルス感染症拡大の影響で、淡水魚加工品の旅館・ホテル業界への供給が激減したことにより、返品された在庫を姉妹都市の小中学校及び町内の保育園、小中学校に配布し、積極的に商品の PR、購入促進に繋げるための新規計上であります。

14 節は、ファーマーズマーケットにおける「密閉」防止、感染リスクを低減するため、衛生機能の高い「トイレカー」を借り上げる予算として新規に計上しています。

15 節工事請負費は、今後の施設の適切な維持管理において、水道に係る周辺地域への影響を防ぐため、当初予定していなかった「受水槽の設置」を道の駅と民俗資料館の建築工事の変更分として計上するとともに、道の駅を広く周知するため、国道 257 号沿いに案内標識板を設置する工事費を新規計上しています。

18 節備品購入費は、新道の駅のコロナウイルス感染症対策備品として、空気清浄機6台、電動噴霧器2台、検温装置2台、屋外移動式店舗ブース1台のほか、「3密」を避けるための屋外イベント用木製ブース、移動式レジ台や、2階テラス部分のイス、テーブル等を屋外備品として、新たに11,241千円のコロナ関連予算として計上するものであります。

19 節は、コロナウイルス感染症拡大の影響で、肉牛及び乳牛の流通単価に大きな下落が続き、事業継続が難しくなった事業所に対し、2月時点の飼育頭数に基づき支援金を給付することで、事業継続を支援するための新規計上の予算であります。

26 ページ、4 目農業集落排水費は、特別会計におけるコロナウイルス感染症対策に係る302千円を新規の繰出金として追加するものであります。

2 項林業費、3 目林道事業費は、人件費のほか、7月の梅雨前線豪雨被害による路面の洗掘補修、倒木処理、崩土除去に要する費用であります。

28 ページ、6 款商工費、1 項1 目商工総務費は、消費生活相談室や東三河広域連合の各市町村間をオンラインで結ぶシステムを構築し、オンライン消費生活相談業務に係る経費として人口割合に応じ、東三河広域連合負担金を追加するものであります。

2 目観光費の19 節観光協会補助金は、コロナウイルス感染症の収束を見据え、「新しい生活様式」において、最近ブームの地域資源である「山城址」を活用した着地型の観光コンテンツの開発・情報発信を図り、地域の魅力を磨き上げる事業として寺脇城址、長江城址、田内城址など6城址のサイン支柱の作成・整備、山城址への観光ルートを示すマップの作成を実施するため、観光協会に対する補助金の追加であります。また、きららの森の紅葉時においてトイレカーのリース費用も合わせて補助するもので、この予算についてはコロナ関連予算として計上しています。

4 目観光施設管理費は、コロナ禍における都市部住民の郊外志向の高まり、意識の多様化により、面ノ木公園多目的施設のコロナ対策及びテレワークの利用の促進を図るため、4棟において、ベランダ設置等の改修工事に係る工事請負費と北設情報ネットワーク加入負担金の新規計上であります。

30 ページ、7 款土木費2 項3 目道路改築費は、町道二ツ入線において、老朽化している橋りょうを改修する管渠工事として計上しています。

4 項1 目の住宅費は、経年破損等による平山住宅の3号及び4号について、入居準備のための修繕費を補正するものであります。

5 項1 目の公共下水道費は、農業集落排水費と同様、特別会計におけるコロナウイルス感染症対策に係る新規の繰出金として増額するものであります。

32 ページ、8 款消防費、1 項3 目消防施設費は、防災無線(移動系)のデジタル化工事の完了に伴い、役場・大鈴山間の2回線の電波利用料が4月から発生していましたが、当初予算において未計上でありましたので、今回補正予算として計

上するものであります。

4目災害対策費は、いずれも避難所におけるコロナウイルス感染症防止対策資材として、消耗品費は、折りたたみ段ボールベットや段ボールトイレを始め、ロープ、非接触型体温計、消毒液、マスク、ゴーグル等であります。

15節工事請負費は、旧役場庁舎の2階部分の倉庫の横に、コロナ関連資材を収納するため、舗装・排水、照明工事を含み、高断熱防災備蓄倉庫を2基設置する工事であります。

18節備品購入費の空気清浄機は、主要避難所10か所に各1基、ワンタッチパーテーションは全避難所において「3密」を回避するため300枚、避難所屋外受付用テントは避難所運営用として主要避難所10か所に配置し、避難所防災倉庫は、福祉避難所の愛厚ホームときらりと一ぷに各1基、また未設置の田峯改善センターに1基であります。最下段はコロナ関連の資材を始め、緊急的な避難所設置の資材を速やかに搬出できるよう、本庁裏に高断熱防災倉庫を1基配備するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費は、人件費のほか、18節備品購入費で、6月補正で「GIGAスクール構想」の取組として、児童生徒1人1台のタブレット端末及びキーボードの配備予算を計上しましたが、昨年度購入した分の小学校59台、中学校34台については、タブレット用キーボードを配備していなかったため、今後の一体的運用を図るためコロナ関連予算としてキーボードを追加購入する補正であります。

34ページ、3目新型コロナウイルス感染症対策費は、7月補正で新たに感染症対策に要するため新たに設けてありまして、今回の11節需用費の消耗品費は、前回の小中学校に加え、学校調理場、社会教育施設、生涯学習の会場におけるコロナウイルス感染症対策として、不織布マスクを始め、消毒用アルコール・消毒器、ビニール手袋、ペーパータオル等の予防用品を追加調達する補正予算であります。

18節の備品購入費は、いずれも新奥三河郷土館の配備備品として、コロナ関連予算を活用し、空気清浄機4台、電動噴霧器2台、検温装置1台を新規計上する予算であります。

3項中学校費は、3目中学生海外派遣事業費は、派遣先のアメリカ現地のコロナウイルス感染症の終息が見込めないため事業を中止したことから、関係予算を全額減額するものであります。一旦は、5月実施を11月実施に切り替えて延期したことから、ある一定「旅券申請書類作成代行」等の業務の準備や現地施設のキャンセルが生じたので、中止に係る負担金として新規に233千円計上するものであります。これもコロナ関連予算として交付金を申請してまいります。

36ページ、4項社会教育費、2目社会教育推進費は、前年度に中止となったバスケットの三遠ネオフェニックスによる東三河8市町村デーのうちの「奥三河デー」における地域住民の無料招待が、来年1月30日、31日の2日間で実施され

るという具体的な内容が示されたことから、参加住民の送迎用バスとして計上するものであります。

5目町民図書館費の備品購入費は、町民図書館の利用における感染症対策備品として、8足用の除菌スリッパ保管庫1台を配置するものです。

6目歴史民俗資料館費の11節光熱水費は、9月末で資料館が完成し、引渡しとなるため、役場本庁舎の電気料を参考に、10月以降の電気料と、基本料金の水道料を新規に計上する補正であります。

15節工事請負費は、当初予定していなかった「受水槽」、先ほどの道の駅と同様ですけれども、受水槽について、資料館分の按分率で計算した建築工事の変更分を追加補正するものであります。

5項3目学校給食調理場費は、人件費の外、牛乳保冷庫は経年のため、保冷温度が安定せず利用できないという状況にありますので、新たに更新する補正であります。

続きまして歳入ですが、説明書の4ページ、5ページをお願いします。

11款地方交付税のうち、普通交付税は、本年度の交付額が確定したため、当初予算額との差額を増額する補正であります。

13款分担金及び負担金、2項3目、1節の斎苑費負担金は、今回の歳出補正額を本年4月1日現在の3町村の人口比率に基づいて按分し、豊根村16.26%、根羽村13.32%に係る「建設費負担金」の増額補正であります。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節障害者福祉費負担金は、いずれも前年度の国庫負担金の精算に伴う追加交付額の補正です。

2項1目総務費国庫補助金、1節電子計算費補助金は、当初予算において未計上でありました戸籍附票システム改修委託費に、今回の歳出補正のデジタル手続法改正に対応する住民情報システム改修委託費の全額を加えた分を補正するものであります。

2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金は、歳出の障害者自立支援給付審査支払等システム改修費の2分の1相当額として補助金を新規に計上したものであります。

6ページの2節新型コロナウイルス感染症対策費補助金の下段の「子ども・子育て支援交付金」これは放課後児童クラブに係るものですが、これについて国へ申請したものの、国庫補助要件を満たすことができなかったため全額を減額し、また上段「地方創生臨時交付金」は、今回の各科目に渡って計上しているコロナ感染症対策関連の歳出総額129,347千円に、子ども・子育て支援交付金から減額となった1,941千円を加算して131,288千円を追加計上しています。

なお、今回の補正時の臨時交付金の残額は33,100千円ありまして、今後の国の第3次配分額に繰越・加算し、財源として活用してまいります。

7目教育費国庫補助金は、7月補正予算における計上科目の誤りを訂正する補正であります。

16 款県支出金、1 項 2 目民生費県負担金、2 節障害者福祉費負担金は、国庫負担金と同様、前年度の精算に伴う追加交付であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと寄附金基金繰入金は、令和元年度収納額確定に伴う減額補正で、「安心福祉」「環境共生」など、それぞれ寄附先事業の 6 区分単位の増減については、先ほども説明しましたように歳出で財源更正を行っています。

3 目財政調整基金繰入金は、歳出の 165,353 千円の大幅な増額補正はあるものの、普通交付税が 80,791 千円、臨時財政対策債が 10,570 千円という増額などによる歳入歳出補正額の調整額として、今回 90,144 千円を減額する補正であります。

8 ページ、20 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、前年度決算額の確定に伴い、繰越明許費繰越額 46,273 千円を除く実質収支額と、当初予算額との差額を減額補正するものであります。

21 款諸収入、4 項 5 目雑入、12 節老人福祉費収入は、明峰福祉会訪問看護ステーション運営費負担金の前年度精算金の確定に伴い、910 千円を新規に計上したものであります。

また、23 節中学生海外派遣事業費収入及び 22 款町債は、それぞれ事業の未実施による皆減であります。

22 款町債、2 項過疎対策事業債について、道の駅及び歴史民俗資料館は建築事業費の変更に係る額で、町道改良事業は町道二ツ入線の改良工事(管渠工)の額として、それぞれ歳出補正に基づくものとして計上しています。

4 項 1 目臨時財政対策債は、国による発行可能額が確定したため、当初予算との差額を増額補正するものであります。

以上で一般会計を終わりました。議案第 56 号「令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 150 千円を追加し、予算総額を 539,196 千円とするものであります。歳入に関する説明を 4 ページ、5 ページをお願いします。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の 2 節職員給与等繰入金は、歳出補正に計上しましたように、担当職員の住居変更に伴う住居手当 150 千円に係る人件費分の増額補正であります。

8 款繰越金は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る 323 千円の増額補正に伴い、7 款の基金繰入金において、当該増額分を財源調整する減額補正であります。

続きまして、議案第 57 号「令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 2 号)」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 308 千円を追加し、予算総額を 205,808 千円とするものであります。

歳出を説明しますので、予算に関する説明書 6 ページ、7 ページをお願いします。

す。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の 13 節は、所得・課税情報に係るシステム改修の新規計上でありまして、その財源は歳入補正の「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」で全額交付されますので、同額を補正するものであります。

議案第 58 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 1,737 千円を追加し、予算総額を 911,799 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、説明書の 6 ページ、7 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費の 3 節は、職員の人件費補正です。

11 節需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る水道検針員の感染予防、また水道施設等の消毒対応として、マスク、消毒液、非接触体温計、防護服等の予防・備蓄用品を購入するものであります。

13 節委託料は、八橋地内のダム水没地に残存する別荘の物件補償額に係る調査業務費であります。

続きまして歳入ですが、4 ページ、5 ページをお願いします。

5 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金は、歳出の職員人件費及び物件補償調査業務に要する財源として 1,050 千円、またコロナ関連の消耗品費 687 千円をそれぞれ一般会計から繰り入れる補正であります。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額 37 千円の増額補正に伴い、5 款の運営基金繰入金において、当該増額分を財源調整する減額補正であります。

議案第 59 号「令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 169 千円を追加し、総額を 582,250 千円とするものであります。

歳出について説明をしますので、補正予算に関する説明書 6 ページ、7 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費は、簡易水道と同様、新型コロナウイルス感染症対策に係る田口浄化センターの維持管理及び見学者の感染予防として、マスク、手袋、消毒用品、非接触体温計、防護服等の予防・備蓄用品を購入するもので、歳入の一般会計繰入金で全額を充当する補正予算であります。

議案第 60 号「令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 302 千円を追加し、総額を 2 億 1,608 万円とするものであります。

歳出について説明しますので、説明書の 6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費は、農業集落排水施設の維持管理に係るコロ

ナウイルス感染症対策として、公共下水道と同様の予防・備蓄用品を購入するもので、歳入の一般会計繰入金で全額を充当しています。

議案第 61 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」ですが、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,074 千円を追加し、総額を 94,874 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、説明書の 6 ページ、7 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の 18 節備品購入費は、コロナウイルス感染症予防の備品として、待合室、診療室に各 1 機の空気清浄機を始め、16 足用の除菌スリッパボックス及び非接触型体温検知器をそれぞれ 1 台、また、感染リスクの低減を図るための診察室を間仕切るパーティションの購入予算を新規に計上したものであります。

続きまして歳入ですが、4 ページ、5 ページをお願いします。

5 款諸収入、1 項 2 目助成金収入、1 節国保連合会助成金は、無床診療所の医科、歯科を助成対象として、歳出予算におけるコロナウイルス感染症対策の備品等について、上限 100 万円、10 分の 10 の補助金を新規計上するものであります。

4 款繰入金、一般会計繰入金は、歳出補正額から歳入の国保連合会助成金を除いた額を一般会計繰入金として 74 千円増額する補正であります。

議案第 62 号「令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてですが、今回の補正予算は、歳入歳出の増減額はなく、歳入の財源更正のみであります。

歳入の説明書 2 ページ、3 ページをお開きください。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を下回る額 177 千円の減額補正に伴い、3 款の財政調整基金繰入金においては、当該減額分を財源調整する補正であります。

議案第 63 号「令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について」ですが、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 121 千円を追加し、総額を 458 千円とするものであります。

歳入について説明しますので 4 ページ、5 ページをお願いします。

3 款繰越金は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る 440 千円を増額し、3 款の財政調整基金繰入金においては、当初予算から頭出し分の 1 千円を除いた 319 千円を減額する補正であります。

続きまして歳出についてですが、6 ページ、7 ページをお願いします。

2 款諸支出金、1 項 1 目積立金は、歳入補正における残額を財政調整基金として積み立てるための補正であります。

最後、議案第 64 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてですが、今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 1,584 千円を追加し、予算総額を 7,791 千円とするものであります。

歳入の説明書 4 ページ、5 ページをお願いします。

3 款繰越金、1 項 1 目財産区繰越金は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額 1,584 千円を増額する補正であり、歳出においては、その全額を 2 款の財産区事業費の積立金として追加計上する補正であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 55 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

3 加藤 ページ数で言うと 15 ページになると思いますが、「新型コロナウイルス感染症対策に係る下宿代応援金」について、126 人分を 2 か月分、月々 5 万円と。大変ありがたい制度だと思うわけですが、これは応募するような形にするのか、対象者に給付していくような形になるのか、確実に渡るような方策が必要かなと思うわけですが、その辺の御説明をお願いします。

企画ダム対策課長 この件につきましては、町民に周知して手上げ方式で、募集で対応しようと思っておりますが、人数については、高校生が 46 名、大学生が 79 名を想定して予算計上しているところであります。

以上です。

議長 ほかありませんか。

3 加藤 23 ページなのですが、「新型コロナ対策緊急インフルエンザ予防接種費」というのを 10,764 千円という形で計上していただけたわけですが、年度当初予算に加えてというお話でした。年度当初予算は、実績に応じて 100% の子どもたち、老人、今回障害者が加わるという話でしたけれども、100% 接種することを前提にこの補正が組まれたのかなと期待しているのですが、そのように考えてよろしいのでしょうか。

保健福祉センター所長 今回の補正については、昨年度の実績が高齢者については 70% 程度、子どものインフルエンザについては 53% ということで、上乘せをしまして、85% 接種をするという見込みでたてたものになります。

3 加藤 85% 目指してということで、是非、広報等しっかりしていただいで、85% 達成をできるように知恵を出していただければ、と思います。ただ、コロナウィルスに関しては、インフルエンザと症状がとてもよく似ているということで、医療体制に問題が生じる可能性があるというお話だったわけですが、是非、奨励をしていただけるようにお願いします。

議長 ほかありませんか。

3 加藤 あと 1 点だけ、すみません。中学生の海外派遣の委託に関して、実質中止になったということで、予算減額したわけですが、代替の措置というか、どういうふうに、今の中 3 の子どもたちに対して代替の何か策を講じるとお話を聞いていたのですが、現状どんなふうなのかをお願いします。

教育課長 人材育成、それから国際交流意識の推進ということでやりたいところですが、やむを得ず、というところがあります。そういう趣旨を踏まえての代替措置

というものはなかなか具体的にあげられないな、というようなことも踏まえて、私どもは保護者の方々へは説明させていただき、なんとか御理解をいただいたところであります。その中でやはり現場としましても思い出づくりはほしいな、ということは言っておられますので、そういう部分は学校さんもいろいろ考えておられますが、私どもとしまして、代替でこういう授業を、というふうな提案は先ほど申し上げたとおり想定しておりません。よろしくお願いします。

3 加藤 是非、保護者並びに現中3の子どもたちの思いや考えを受け止めて実現できる授業があれば、そのように努力をしていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

教育課長 現実には先ほど申し上げたとおりなのですけれども、こういうご時世、状況ということもありますので、今の御要望は承ることとしまして、全体の中で考えていきたいと思いますが、基本的には先ほどの回答でよろしくお願いします。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第55号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第55号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 では、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後12時59分

議長 それでは午前に引き続き、会議に入りたいと思います。

議案第56号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第56号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号を文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第57号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 57 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 58 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 58 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 59 号「令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 59 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号 を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 60 号「令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 60 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 61 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 61 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 62 号「令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 62 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を総務建設委員会に付託いたします。

議長 議案第 63 号「令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 63 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を総務建設委員会に付託いたします。

議長 議案第 64 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第 64 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 28、認定第 1 号「令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 39、認定第 12 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 12 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点は簡潔に説明お願いいたします。

副町長 それでは、認定第 1 号令和元年度一般会計から認定第 12 号津具財産区特別会計までの歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、別紙「監査委員の意見書」及び「決算成果報告書」を付して、議会の認定を求めるものであります。

認定第 1 号「令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」

決算書の 9 ページ「実質収支に関する調書」をお開きください。

一般会計は、歳入総額 6,710,876,722 円、歳出総額 6,615,415,505 円、歳入歳出差引額は 95,461,217 円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額 46,273 千円を除く実質収支額は、49,188,217 円であります。

次に、13 ページの「財産に関する調書」をお願いします。13 件の基金状況につ

いては、年度内増減総額は 62,027,558 円の減額で、年度末現在高は 3,824,829,829 円であります。また、新たに「森づくり基金」を新設し、12,007 千円を積み立てています。

なお、年度内の増減額については、繰出金の減に伴い平成 30 年度決算より 36,300,317 円減少しています。

それでは、一般会計の歳入から説明しますので、15、16 ページをお開き下さい。令和元年度と比較して、差額の大きいものを中心に説明します。

1 款町税は、固定資産税及び軽自動車税は増額となったものの、人口減少等により、個人町民税、法人町民税及びたばこ税が減少し、全体では前年度と比較し、5,426 千円の減であります。

2 款地方譲与税は、令和元年度から新たに「森林環境譲与税」が 28,018 千円交付されたことにより、全体では 29,161 千円の増であります。

6 款地方消費税交付金は、前年度比で 5,031 千円の減であります。

8 款自動車取得税交付金は、自動車の車体課税改正に伴い、昨年 9 月末で自動車取得税が廃止されたことにより 20,517 千円の減となり、一方、9 款環境性能割交付金も同様の制度改正により、10 月から新たな交付金として 7,126 千円を収納しています。

10 款地方特例交付金は、令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴い、子ども・子育て支援臨時交付金が新たに 6,347 千円交付され、従来 of 地方特例交付金も 3,891 千円増加となり、全体では 10,238 千円の大幅な増であります。

11 款地方交付税は、普通交付税の算定において、人口減少、合併算定替特例の段階的縮減及び算定単位の改正等により、特別交付税の減額も含め、前年度比で 90,183 千円の大幅減であります。

17 ページの 13 款分担金及び負担金については、前年度比で 17,387 千円の減です。その主な要因は、令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴う保育料の減額、及び養護老人ホーム宝泉寮への町外入所者数の減に伴う措置費の減によるものであります。

14 款使用料及び手数料については、住宅使用料及び戸籍住民基本台帳証明手数料等の減額により、前年度比で 1,969 千円の減であります。

15 款国庫支出金については、消防団設備整備事業、小中学校のエアコン設置工事補助金及びプレミアム付商品券事業補助金の皆減のほか、町営杉平南住宅建設に係る補助金が平成 30 年度に終了したことにより、前年度比で 14,417 千円の減であります。

16 款県支出金は、90,890 千円の大幅増です。主な増加要因としては、歴史民俗資料館建設事業や田口公共下水道事業等、設楽ダム関連事業が大きく増加したことに伴い、水源地域整備事業負担金の 854,053 千円の交付によるものであります。そのほか大きく伸びたものは、地籍調査費補助金、幼児教育無償化導入支援事業、農道・町道改良事業、参議院議員選挙等であります。

17 款財産収入は、前年度においては移住定住用の町有地分譲地売払い収入があったことにより、4,937 千円の減であります。

18 款寄附金については、一般寄附金はありませんが、ふるさと寄附者数の増により、前年度比で2,035 千円の増であります。

19 款繰入金は、特別会計からの繰入金 260 千円減のほか、合併振興基金繰入金について基金残高を踏まえ減額したことにより、前年度比で 105,007 千円の減であります。

20 款繰越金は、前年度比 11,259 千円の減です。その主な要因は、平成 30 年度においては道の駅清嶺及び歴史民俗資料館建設事業について、入札不調を踏まえて「継続費繰越金」の該当があったことによるもので、令和元年度に対してはそれがないので減額となったものです。

21 款諸収入は、道の駅建築事業等の財源として豊川水源基金助成金の 31,575 千円増があったものの、防災無線の屋外子局損失補償が 12,224 千円の皆減や平成 30 年度の介護保険特別会計及び介護保険運営基金の精算金 68,197 千円の皆減により、前年度比で 64,174 千円の大幅な減額であります。

22 款町債は、前年度比 570,514 千円の増であります。その要因は、設楽斎苑建設工事への財源措置の皆増を含み、過疎債の発行額の 420,000 千円増額や、防災行政無線(移動系)のデジタル化工事の実施による緊急防災・減災事業債の発行額が 154,300 千円増加したことによるものであります。

また、臨時財政対策債は 34,186 千円減少していますが、小中学校へのエアコン設置事業については、平成 30 年度から令和元年度までの 2 か年事業として実施し、財源措置として令和元年度に学校教育施設等整備事業債 37,300 千円を新たに発行したことによるものであります。

続きまして、歳出の概要についてですが、款別に特徴を簡略に説明しますので、21、22 ページをお開きください。

1 款議会費は、歳出総額の 1.0%を占め、主に議員、職員等の人件費が 95.7%で、前年度比 1,552 千円の減額であります。

その要因は、行政視察について、平成 30 年度の中国地方に視察したことに対しまして、令和元年度は近隣の東海地方であったことによる旅費の減です。

2 款総務費は、歳出総額の 13.1%を占め、前年度比で 4,913 千円の減であります。その要因は、平成 30 年度の愛知県知事選挙の執行、旧下津具小学校の解体工事の皆減によるものであります。

特徴的な取組としては、北設広域事務組合が執行する情報ネットワーク設備の定期更新に伴う負担金の増を始め、セントラルラリー大会への開催協力、地域おこし協力隊員が 4 名在籍し、積極的に活動していることなどあります。

3 款民生費は、歳出総額の 13.0%を占め、前年度比で 75,961 千円の減で、その主な要因は、平成 30 年度に介護保険の保険者が東三河広域連合へ移行したことに伴い、町介護保険運営基金の残金等の全額を広域連合へ支出したことによる

ものであります。

また、令和元年度における新たな取組については、保育所へのエアコン設置や、令和元年10月からの幼児教育無償化事業の実施などであります。

4款衛生費は、歳出総額の15.6%を占め、全部の款の中で最も多額な予算執行額を示し、前年度比で318,890千円、4.1ポイントの大幅な増であります。

その増加要因は、令和3年度からの供用開始を目指し、新斎苑の敷地造成工事及び建設事業を進めたことが最も特徴的なことで、そのほかの特筆する取組としては、高齢者に対するインフルエンザ予防接種費の全額助成制度の創設であります。

5款農林水産業費は、歳出総額の13.3%を占め、前年度比で110,218千円の増額で、令和3年春の開業を目指す道の駅の建物建築工事費が増額したことが最も大きな増加要因であります。

特徴的な取組としては、森林環境譲与税の譲与が始まり、林業振興を一層推進するため、森林管理GIS構築業務委託や、町森づくり基本計画の改訂等、各種の事業を譲与税に充当するとともに、将来の活用を見据え、「森づくり基金」を新設し残額を積み立てています。

6款商工費は、歳出総額の2.7%を占め、前年度比64,826千円の増で、その主な要因は、つぐグリーンパーク給水ろ過装置老朽化に伴う改修工事の実施によるものであります。

特徴的な取組は、国の経済対策事業に連動した「プレミアム付商品券事業」や、きららの森ビジターセンター建設の実施設計を実施したことによるものであります。

7款土木費は、歳出総額の12.2%を占め、前年度比では款の中では最も大きな減額で、123,562千円の減を示しています。

主な減額要因は、公共下水道整備事業の管渠工事に伴う特別会計への繰出金の増額があるものの、町営杉平南住宅建設工事が平成30年度で終了したことによる皆減が最も大きな要因です。

そのほかは、近年大きな課題であります老朽化した空家対策において、特定空家解体費補助金を執行できたことがあります。

8款消防費は、歳出総額の6.8%を占め、前年度比152,592千円の増で、4款衛生費に次ぐ2番目に大きな増額であります。

この主な増加要因は、防災行政無線(移動系)について、アナログ方式からデジタル方式への改修工事の実施によるものであります。

特徴的な取組は、難聴地域の解消のための防災行政無線屋外拡声子局の増設工事や、緊急時の消防設備の整備のほか、台風等の豪雨時に、迅速に町内4か所の避難所を機能的に開設したことあります。

23 ページ 9款教育費は、歳出総額の全体の14.2%を占め、前年比140,270千円の増で、8款消防費に次ぐ3番目に大きな増額であります。

最も大きな増加要因は、令和3年春の開業を目指す歴史民俗資料館(仮称)建築工事費の大幅な増額や、外構工事及び田口線車両展示施設建築工事に着手したことによるものであります。

そのほかは、町内全小中学校における空調整備事業が平成30年度から令和元年度までの2か年事業として7月に完了したことや、田口テニスコートトイレの建設事業等であります。

10款災害復旧費は、歳出総額の0.2%を占め、前年度比では5,908千円の減です。減の要因は、平成30年度繰越明許費の町道名倉津具線災害復旧工事は完了したものの、令和元年度は農業施設災害復旧事業の実績がなく、平成30年度の台風21号、24号による農業施設災害復旧事業分が減額となったものであります。

11款公債費は、歳出総額の7.8%を占め、前年度比で62,929千円の減であります。その要因は、過疎債について平成18年許可債、合併特例債については平成20年許可債が、平成30年度をもって償還完了になったことによるものであります。

12款諸支出金は、歳出総額の0.2%を占め、前年度比80,643千円の減で、7款土木費に次ぐ2番目の大きな減額であります。

主な減少要因は、決算状況を踏まえ、公共施設等総合管理基金及び減債基金への積立てを実施しなかったことによるものであります。

以上、一般会計の歳出の概要ですが、前年度と比較して総額で7.0%、431,358千円の増であります。内訳は、民生費、土木費、公債費及び諸支出金で303,094千円の大幅減はあるものの、衛生費、農林水産業費、消防費及び教育費で721,969千円の大幅な増によるものであります。

なお、翌年度への繰越明許費は300,144千円で、前年度と比較しますと、93,515千円の減であります。

続きまして、各特別会計の決算状況ですが、再度、1ページ、2ページの予算総覧をお開きいただきたいと思います。

認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額550,546,761円、歳出総額549,222,797円で、差引額は1,323,964円です。歳出総額の前年度比は37,876千円の減であります。

減の要因は、被保険者数の減少等により、歳入では保険料、歳出では保険給付費が減少したところであります。

認定第3号の後期高齢者医療保険特別会計については、歳入歳出総額ともに206,704,827円であります。前年度比は5,671千円の増です。

増加の要因は、75歳以上被保険者数の減少があるものの、広域連合へ納付する「療養給付費負担金」及び「保険料等負担金」が9,994千円増額したことによります。

認定第4号の簡易水道特別会計については、歳入総額765,814,164円、歳出総額676,521,384円で、差引額は89,292,780円ですが、繰越明許費繰越額89,254

千円を除く実質収支額は 38,780 円であります。前年度と比べまして、100,735 千円の減であります。

減少要因は、令和元年度着工の配水管更新工事及び導水管布設工事の一部が繰越明許費として、令和2年度に繰り越されたことによるものです。

認定第5号の公共下水道特別会計については、歳入歳出総額ともに同額の 487,215,551 円であります。

処理場造成工事費の 74,503 千円の皆減があるものの、令和3年度の一部供用開始を目指し、管渠工事費 192,848 千円の増や、下水道事業県代行負担金の 38,739 千円の増により、歳出総額の前年度比は 185,768 千円の大幅な増額であります。

また、下水道運営基金へ新規に 13,764,231 円積み立てています。

認定第6号の農業集落排水特別会計については、歳入総額 174,071,744 円、歳出総額 174,066,794 円で、差引額は 4,950 円です。

歳出総額の前年度比は 45,345 千円の増で、津具地区の農業集落排水施設実施設計業務及び県への施設改築事業委託による皆増が大きな増加要因であります。

認定第7号の町営バス特別会計は、歳入歳出ともに 37,181,476 円です。

経常費用はほぼ同様に執行していますが、歳出総額は前年度比で 108 千円の増額で、バス待合所修繕費の 1,300 千円の減額や、町営バス運行委託料の 1,247 千円の増が主な要因であります。

認定第8号のつぐ診療所特別会計については、歳入歳出ともに 94,581,923 円です。

超音波診断装置及び薬剤自動分包機等の皆減、医師派遣負担金の 1,130 千円のほか、X線撮影装置の更新が主な増減要因で、歳出総額は前年比で 785 千円の増額であります。

最後に田口、段嶺、名倉、津具の各財産区については、それぞれ財産の適正な管理運営に努めましたので、本日は、決算書をご覧くださいことで説明は省略させていただきますが、田口財産区特別会計は、地区集会施設改修事業について、栄町区へ補助するため、一般会計に 1,000 千円繰り出しています。

以上、11 特別会計全体の歳出総額は、2,234,986,510 円で、前年比との比較は、97,615,176 円の増額であります。

これは、津具地区の農業集落排水施設改築事業及び、令和3年春の一部供用開始を目指す、公共下水道の管渠工事費の増大によるものであります。

最後に、昨年に引き続きまして、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策を説明する書類として、ピンク色の「決算成果報告書」を作成し、本日提出してありますので、決算の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員の決算審査の御意見を、黒柳代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 それでは、監査の結果を報告します。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算審査に付された、令和元年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について意見書により説明します。

審査は令和 2 年 7 月 30 日から 8 月 11 日までの 5 日間で、山口監査委員と実施しました。

審査の対象は、「令和元年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金」です。一般会計及び特別会計 11 の歳入歳出に係る決算総額は、歳入総額 9,039,033,958 円、歳出総額 8,850,402,015 円、差引額 188,631,943 円で、その内訳は表 1 「一般会計」及び表 2 「特別会計」のとおりです。

また、一般会計 13 及び特別会計 8 の計 21 基金の決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 4,296,367,027 円、決算年度中の増減高 45,159,634 円の減です。決算年度末現在高 4,251,207,393 円であり、その内訳は表 3 「各基金の総括表」のとおりです。

また、令和元年度に森林環境譲与税を原資とする「森づくり基金」を新設。また、令和元年度末に「名倉農業集落排水基金」「津具農業集落排水基金」を廃止し、「農業集落排水基金」に統一されました。

審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、更に予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。

審査の結果、決算計数については、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合の結果、計数については適正と認められました。

財政状況としては、令和元年度の決算規模は、一般会計では歳入総額 6,710,876,722 円、歳出総額 6,615,415,505 円、差引額 95,461,217 円となっており、特別会計では、歳入総額 2,328,157,236 円、歳出総額 2,234,986,510 円、差引額 93,170,726 円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、平成 30 年度との比較において約 7.0%増加。歳入面でも、約 5.7%増加となりました。

これは令和元年度より都道府県や市町村に対して森林環境譲与税が交付されたことにより、決算規模が平成 30 年度と比較して大きくなったことが主な要因です。

歳出については、大型事業として設楽斎苑(仮称)建設工事、防災行政無線(移動系)デジタル化工事などを実施しました。これらにより、普通建設事業費が対

前年比 558,620 千円増加したため、歳出全体では、対前年比 431,360 千円増加しました。

歳入については、大型事業の財源として町債が前年比 570,510 千円増加したため、歳入全体では、対前年比 366,420 千円増加しました。

翌年度繰り越すべき財源（46,270 千円）は、消防団救助用資機材購入事業が完了したことなどにより対前年比 31,930 千円の減額となりました。

12 の特別会計の歳出決算総額は、平成 30 年度と比較し、4.6%の増額となりました。

増額要因としては、公共下水道特別会計において平成 30 年度から本格的に管渠工事(枝線)に着手し、令和元年度も引き続き管渠工事(枝線)の工事や詳細設計を実施したことにより、国庫支出金が対前年比 81,700 千円(143.5%)の増加、一般会計繰入金も対前年比 82,460 千円(37.4%)増加し、全体で 185,770 千円(61.6%)増加したことによります。

減少要因としては、簡易水道特別会計は、分担金及び使用料収入が対前年比 980 千円(0.7%)減少しており、年々減少傾向にあります。また、平成 30 年度から始まった田口地区における水道管更新事業で、国庫支出金がそれぞれ、対前年比 31,420 千円(39.3%)、15,710 千円(39.3%)減少し、一般会計繰入金 70,150 千円(20.2%)、町債 61,700 千円(77.4%)も減少したため、水道施設公共補償が 168,370 千円(181.1%)増加したものの、歳入全体では、対前年比 11,500 千円(1.5%)の減少となりました。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

財政運営について、当町においては水源地域整備事業負担金と水源地域振興事業助成金の財源によって、歴史民俗資料館(仮称)建設事業や道の駅清嶺(仮称)建設事業の大型事業が執行されているほか、公共下水道整備事業への繰出金などが増加している。また、令和元年度から都道府県や市町村に対して森林環境譲与税が交付され、市町村においては、森林整備及びその促進に関する費用にあてることができるようになりました。今後も設楽ダム関連事業等が計画、執行されていくことから、それらの事業の進捗経過について、町民や議会に報告説明し、今後とも健全で適切かつ的確な将来を見据えた財政運営を望みます。

改善を要する事項として、道の駅清嶺(仮称)並びに歴史民俗資料館(仮称)の事業については、来年度当初の開業が見通せるまでになりました。道の駅の運営、歴史民俗資料館での展示方法について、今後も十分な検討を期待します。

決算審査の結果は以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議長 お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第12号までの12議案については、11名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、七原剛君、原田直幸君、加藤弘文君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、伊藤武君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、高森陽一郎君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いいたします。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、暫時休憩といたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時54分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に11番高森陽一郎君、副委員長に4番今泉吉人君が選任されましたので御承知おきください。

なお、決算特別委員会は、9月10日午前9時から総務建設委員会所管、9月14日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしく願いをいたします。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします

散会 午後1時54分